

令和7年度第1回江別市環境審議会会議録（要旨）

と き	令和8年2月10日（火）午前10時00分～午前10時50分
ところ	江別市民会館37号室
出席者等	委員 【10名】 水野信太郎会長、沢田信之副会長、裏悦瑞委員、相馬芳佳委員、村上和吉委員、吉田磨委員、米澤秀則委員、芥川智子委員、添島直美委員、高原智也委員 ※郷仁委員、鴻野徹委員、迫田宏冶委員、布施望委員、鈴木竜太委員は欠席
	事務局 【9名】 近藤生活環境部長、千葉生活環境部次長、堂前環境室長、鈴木環境課長、村田環境課参事、辻屋環境保全係長、丹羽主査、伊藤主任、西尾主任
	傍聴者 【0名】
1 開会宣言	
鈴木課長	それでは、令和7年度第1回江別市環境審議会を開催いたします。 本日の委員の皆さんの出席状況ではありますが、15名中、10名の出席ですので、江別市環境審議会規則第5条第3項の規定を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。
2 委員交代の報告	
鈴木課長	はじめに、委員交代のご報告をいたします。 高川 一伸委員から辞退届が提出されたことから、推薦団体に後任者の推薦を依頼したところ、新たに裏悦瑞様が審議会委員となりましたことをご報告いたします。 ここで、裏委員からひとつご挨拶をいただきたいと存じます。 裏委員お願いします。
裏委員	（裏委員挨拶）
鈴木課長	ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。
3 会長挨拶	
4 議事	
(1)ア 騒音・振動規制地域の変更について	
鈴木課長	それでは、これから議事に入りますが、ここからは、会長が議長となり進めていただきたいと思います。水野会長、よろしく願いいたします。
水野会長	それでは、これ以降私が議長を務めさせていただきます。 本日の報告事項の「ア 騒音・振動規制地域の変更について」を、事務局から説明をお願いします。
辻屋係長	報告事項ア「騒音・振動規制地域の変更について」、お手元の資料1-1を元に説明させていただきます。 1ページをご覧ください。 まず、「1 騒音・振動の規制地域」については、市長は住民の生活環境を保全するため、騒音や振動について規制する地域を指定することとされており、規制対象ごとに異なった規制基準等が定められています。 次に「2 変更する地区の状況」ですが、ここでは、騒音・振動規制地域の変更の対象となる地区の状況と、その具体的な場所を示しています。地区は萩ヶ岡19-1他の約3.6haで、下段の図では白線で囲われている地区です。 経緯と現況については、この地区は、平成28年に江別小学校が閉校後、令和7年12月4日に本地区の土地利用方針に基づき、用途地域を第一種中高層住居専用地域から近隣商業地域に変更しております。

また、規制地域の区分は、国において原則として用途地域の区分に従うこととされていることから、騒音については第2種区域から第3種区域に、振動については第1種区域から第2種区域に変更を行いたいと考えております。

なお、用途地域と規制地域の区分との関係につきましては、下段に記載している「3 用途地域と規制地域の区分」にまとめて載せていますので、のちほどご確認いただければと思います。

具体的な規制基準について、2ページをご覧ください。

「4 騒音の規制基準」ですが、「騒音の規制対象」は3種類あり、一つは、「工場・事業場騒音」で、騒音を発生する恐れのある施設（特定施設）を設置する工場や事業場を対象とするものです。

次に「建設作業騒音」は、建設工事のうち、くい打ち機や空気圧縮機を使用する建設作業で発生するものです。

三つめは、規制地域内における「自動車騒音」です。例えば、今後、地区内で事業場が開設された場合、事業場からの騒音については、「工場・事業場騒音」となり、その事業場の建設時に発生する騒音は「建設作業騒音」となります。

また、「自動車騒音」については、要請限度が定められており、要請限度を超過し、周辺の生活環境が損なわれるときは、市長は都道府県公安委員会に対して改善を要請し、道路管理者等に意見を陳述することができるとされています。

3種類の規制対象ごとの基準値は、中段の表に示しておりますが、上段が変更前、下段が変更後の基準値であります。左から二つめの「工場・事業場騒音」、次の「建設作業騒音」、右側の「自動車騒音」、いずれも、騒音の大きさや作業時間などの基準値は、上の「変更前」から下の「変更後」には、緩和されることとなります。

また、騒音に関する数値の目安について、下段にイラスト入りの図を載せております。例えば40デシベルですと、昼間の戸建住宅地や図書館の館内に相当するレベルで、これが、50デシベルに緩和されると、書店の店内に相当するレベルになるイメージです。

次に、3ページをご覧ください。

「5 振動の規制基準」ですが、「振動の規制対象」は、騒音と同様に3種類あり、一つは、「工場・事業場振動」で、振動を発生する恐れのある施設を設置する工場や事業場を対象とするものです。

次に「建設作業振動」は、くい打ち機やブレーカーなどを使用する建設作業で発生するものです。

三つめは、規制地域内における「道路交通振動」です。例えば、今後、地区内で事業場が開設された場合、事業場からの振動については、「工場・事業場振動」となり、その事業場の建設時に発生する振動は「建設作業振動」となります。

また、「道路交通振動」については、騒音と同様に要請限度が定められております。

3種類の振動の規制対象ごとの基準値は、中段の表に示しておりますが、上段が変更前、下段が変更後の基準値であります。左から二つめの「工事・事業場振動」、次の「建設作業振動」、右側の「道路交通振動」いずれも、振動の大きさや作業時間などの基準値は、上の「変更前」から下の「変更後」には、緩和されることとなります。

また、振動の目安について、下段にイラスト入りの図を載せております。例えば60デシベルですと、屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じるような振動のレベルで、これが、65デシベルに緩和されると、屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じるようなイメージになります。

次に、4ページをご覧ください。

「6 騒音に係る環境基準」ですが、環境基準とは、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい行政上の達成目標であり、騒音を発生させる者に対する規制ではないことから、3ページまででご説明した規制基準とは異なるものです。環境基準の基準値は、地域の類型及び時間の区分ごとに設定されており、各類型を当てはめる地域の指定は、市の区域内の地域については市長が行うこととされて

	<p>おります。</p> <p>表をご覧ください。左側の列、「地域の類型」ですが、上の行の「変更前」は、用途地域が「第1種中高層住居専用地域」の場合、類型が「(A地域)専ら住居の用に供される地域」となります。</p> <p>下の行の「変更後」では、用途地域が「近隣商業地域」の場合、類型は「C地域相当数の住居と併せて商業、工場等の用に供される地域」となります。</p> <p>変更前と変更後では、地域の類型が変わることから、左から2列目の「地域の区分」に記載の二つの区分毎に、右側の「基準値」記載のとおり、緩和されることとなります。</p> <p>資料1-2については、より詳細な資料となっておりますので、のちほどご確認いただければと思います。以上であります。</p>
水野会長	<p>ただいま、「騒音・振動規制地域の変更について」を説明いただきましたが、ここまでの説明について質問などありませんか。</p>
芥川委員	<p>資料1-1の図についてですが、手前の住宅地の規制地域はそのまま、敷地の中だけ変わるということでしょうか。</p>
辻屋係長	<p>その通りです。</p>
芥川委員	<p>白線より上にある部分は、変更後と同じ区域の区分なのでしょうか。</p>
辻屋係長	<p>白線より上の部分が、変更後の区域と同じ区分になるのか確認しておりませんが、今回変更する箇所は白線で囲まれた部分のみとなります。</p>
芥川委員	<p>分かりました。</p> <p>今回の変更は地区の一部で面積も小さいですが、変更部分の手前の住民の方々に影響がないかという点が問題になってくるのかなと思います、質問させていただきました。</p>
水野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
添島委員	<p>審議会の議題は、どのように決められているのでしょうか。</p>
辻屋係長	<p>規則の中で審議会に意見を伺うこととされているものもありますし、慣例で議題としているものもあります。</p> <p>今回の議題については、過去に審議会で報告している経緯があることから、報告させていただきました。</p>
添島委員	<p>こういった変更は色々な所で起きているのでしょうか。</p>
辻屋係長	<p>これまでも全市的に騒音・振動規制地域の変更がありましたが、その際には審議会で報告をしております。</p>
添島委員	<p>対象地区の周りに住んでいる方が気にされるのではないかと思います、その方々には意見等を聞かないのですか。</p>
辻屋係長	<p>騒音・振動規制地域の変更については、国において用途地域の区分に従うこととされています。</p> <p>変更の周知については、ホームページ等で告示をしてお知らせいたします。</p>
添島委員	<p>変更に対して異議のある人はいなかったのでしょうか。</p>
辻屋係長	<p>告示については、本日の審議会での報告の後に行う流れとなります。</p>
添島委員	<p>この地域は若い人があまりいないように感じるので、ホームページを見るのかなと疑問に思います。</p>
辻屋係長	<p>ホームページへの掲載以外にも、書面で市役所の本庁舎などに掲示いたします。</p> <p>告示の方法については、他市の事例なども参考に検討させていただきたいと思っております。</p>
添島委員	<p>この地区の用途については、スーパーが建つという話もありますが、構想などは決まっていますか。</p>
辻屋係長	<p>資料1-1の1ページにも記載しておりますが、令和7年5月に本地区の土地利用方針を定めており、この地域の方に、用途地域の変更がある旨の話はしていると担当の部署からは伺っております。</p> <p>また、具体的な内容については、事業者を募集する公募型のプロポーザルを実施</p>

	している最中であり、詳細はまだ決まっておりません。
水野会長	ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。
高原委員	対象の地区ですが、近隣に荻ヶ岡児童センターがあると思います。 振動の規制基準について、資料 1-2 の 3 ページに学校、保育所、病院などはそれぞれの規制値から 5 デシベル下げた値を適用するように書かれていますが、今回は適用になるのでしょうか。
辻屋係長	適用にはならず、示されたままの規制基準となります。
高原委員	ここの児童センターは子供たちがたくさん来ますので、騒音などのトラブルが起きなければいいなと思っており、その辺りの理解が得られているのかが気になりました。 今後、説明などが必要なのかなと思いますので、よろしくをお願いします。
水野会長	ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。
委員一同	(質問なし)
(1)イ 野幌自動車排出ガス測定局における測定方法の見直しについて	
水野会長	次に報告事項の「イ野幌自動車排出ガス測定局における測定方法の見直しについて」を、事務局から説明をお願いします。
辻屋係長	報告事項「イ野幌自動車排出ガス測定局における測定方法の見直しについて」ご説明いたします。 それでは、資料 2 をご覧ください。 まず、自動車排出ガス測定局とは、自動車からの排出物質に起因する大気汚染状況を常時監視するため、対象となる物質を自動で測定する施設であります。 この野幌にある自動車排出ガス測定局における大気汚染物質の測定について、令和 8 年 4 月から、現行の常時測定から、1 ヶ月に 1 週間の期間測定に切り替えることといたします。 「1 経緯と現状 (1)設置の経緯」については、平成 3 年度に策定された、第 4 期札幌地域公害防止計画の目標達成のため、国道 12 号の大気状況の把握が必要なことから、平成 7 年 10 月に設置しております。 この札幌地域公害防止計画は、環境基本法に基づき、北海道が策定した公害防止のための総合的地域計画で、第 1 期、昭和 51 年度からスタートし、第 6 期、平成 17 年度をもって終了しております。 「(2) 設置場所」は、野幌町 12 番地 10 であり、下段に設置場所と実際の画像を表示しております。 「(3) 測定物質」は、化石燃料の燃焼等に由来する大気汚染物質である二酸化窒素、浮遊粒子状物質です。 「(4) 測定値 (年平均値) の推移」を、測定物質ごとにグラフで示しており、青色の折れ線が野幌自排局の年平均値であり、赤色の折れ線が全国自排局の年平均値であります。測定 2 物質の測定値は、各グラフにおいて横線で示した、環境省令で規定する基準値を 10 年以上にわたり大幅に下回っていることに加え、維持及び減少の傾向が続いております。 2 ページをご覧ください。 「2 見直し後の測定方法」について「(1) フィルターバジジ法」は、捕集器により回収した二酸化窒素を分析する方式で、低コストで簡易的な測定方法です。捕集器は 1 ヶ月に 1 週間設置して測定を行い、至適温度は 0 度超です。実際の捕集器の画像を右側に示しております。 この方法の信頼性を調べるため、令和 7 年 4 月から 9 月までフィルターバジジ法による測定を試行しました。その結果を「(2) 試行による測定値の比較」にてグラフで示しています。 現在の常時測定による測定値を青色の折れ線で、フィルターバジジ法による測定値を赤色の折れ線で示しております。

	<p>比較の結果、常時測定と概ね同様の値になるものことから、国道12号線沿いの大気汚染の測定は可能と判断しました。</p> <p>以上、現状やフィルターバジジ法の検討を踏まえ、「3 見直し後の測定体制」について、フィルターバジジ法により、異常値を検出することで、常態的な大気汚染の把握が可能なことから、フィルターバジジ法による測定に見直すこととし、異常値が検出された場合は、精密な測定を行う運用とすることといたします。</p> <p>以上であります。</p>
水野会長	<p>ただいま、「野幌自動車排出ガス測定局における測定方法の見直しについて」を説明いただきましたが、ここまでの説明について質問などありませんか。</p>
村上委員	<p>測定方法の見直しについては、この内容でほぼ理解できるものだと思います。</p> <p>測定期間について、1ヶ月に1週間実施するというのですが、この1週間について第何週に実施するなど決まっているのでしょうか。</p> <p>測定するのであれば、交通量の多い週など値が悪くなる週に実施したほうが良いと思うので、もしその辺りのデータがあれば、それを参考に週を指定したほうが良いと思います。</p>
辻屋係長	<p>測定期間については、例えば月の第何週目と決めて実施すべきと思っておりますが、正月や大型連休等の兼ね合いもございますので、これから決めていくこととなります。</p> <p>先ほど交通量も含めてというお話いただきましたので、今後、実施する週を決める中での参考とさせていただきたいと思います。</p>
水野会長	<p>この審議会の委員の先生方の中には、経済界の方にもお入りいただいておりますが、会計学や金銭的なやりとりをする方々の間では、五十日（ごとおび）という言葉があり、例えば25日が締めとなることが多いので、物流もおそらくその日が増えるのではないかと思います。</p> <p>村上委員からご指摘があったように、安全を見越して一番交通量が多く、一番良くない数値が予想される週に決めて実施することが望ましいように思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
吉田委員	<p>新しいフィルターバジジ法ですが、至適温度が0℃超ということで、これは0℃より高い温度が望ましいということになります。</p> <p>4月から9月であれば良いのですが、今日のようにマイナス10℃の時は大丈夫なのかと思われましたので、確認をさせていただきたいと思います。</p>
辻屋係長	<p>フィルターバジジ法の至適温度については0℃超ということで、測定については、今のところ4月から10月までを想定しております。</p> <p>ご指摘の通り、冬期についてはマイナス気温となり、測定できないということになりますが、これまで冬期に測定したデータを見ても、冬期だけ突出して値が増加することはなく、冬期に交通量が増加するとは考えにくいので、この4月から10月までの測定期間で、常態的な自動車からの大気汚染状況を把握することは可能と考えております。</p>
吉田委員	<p>1ページのグラフに書かれている毎年の平均値については、冬期も含めた値であり、今度実施予定の測定の期間については春から秋ぐらいまでということでしょうか。</p>
辻屋係長	<p>その通りです。</p>
吉田委員	<p>それであれば、冬期とそれ以外で値に差がなく、冬期に実施しなくても年間の平均値には影響しないということが分かるものをお示したほうが、フィルターバジジ法でも測定の精度は変わらず、方法として問題ないという確認ができるのかなと思います。</p> <p>また、フィルターバジジ法では、夏期の測定結果のみで年の平均とするといった内容をどこかに入れた方がより丁寧かなと思われましたので、ご検討ください。</p>
辻屋係長	<p>資料については、今後そのような記載内容を心がけたいと思います。</p>

水野会長	<p>ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。</p>
芥川委員	<p>一般的に冬期は逆転層ができ、大気が上空に拡散しないため、大気環境が悪化します。 これは特にガス状の窒素酸化物はそのような傾向があるので、先ほど吉田先生がおっしゃったように冬期に測定を実施しなくても大丈夫だということを示すのが良いと思います。 また、浮遊粒子状物質については代替となる測定がないということでした。 江別市内では昨年に測定局を一か所廃止されていますが、今後、何か所残す予定でしょうか。</p>
辻屋係長	<p>まず、市内に測定局が何か所残るかというご質問ですが、野幌測定局だけとなります。 飛鳥山公園に北海道が設置した測定局がありますが、こちらは現在休止中ですので、稼働するのは野幌測定局だけとなります。</p>
芥川委員	<p>そうしますと、江別市内には大気の測定局がなくなるということでしょうか。</p>
辻屋係長	<p>常時測定を行う測定局についてはなくなります。</p>
芥川委員	<p>常時測定の何が大事かということ、短期的に急激に大気状態が悪化したときを感知できることだと思います。 フィルターバッジ法は、リアルタイムで結果が分かるわけではなく、後から分かるということですので、測定時には大丈夫だったという安心材料にはなるのかと思ったところです。 今、北海道内で大気状態が悪化するとすればPM2.5ですが、PM2.5につきましては元々江別市に常時監視する局がなく、浮遊粒子状物質がPM2.5にかなり近いものだったので、その値が一つの目安になっていたかと思います。 しかしこちらもなくなるということですので、札幌市の局舎の値を使うなどして、市内の環境を把握していただければと思います。</p>
水野会長	<p>ありがとうございます。 江別市は札幌市に隣接しているという点で本当に恵まれています。 札幌市には各地に北海道の機関があり、そこで色々なデータを積み上げています。 江別市はそのデータを、ほぼ等しいものとしてお借りすることができます。 芥川委員がご指摘した通り、札幌のデータでびっくりするような値が出てきた時には、江別もほぼ等しいものとして注意しなければならないと思いますし、おそらく市としてもそのように対応するのだと思います。 他にいかがでしょうか。</p>
米澤委員	<p>低コストで測定が可能ということですが、およそどれぐらいのコストダウンを見込んでいるのかお伺いします。</p>
辻屋係長	<p>現在年間がかかっている経費の約半分ぐらいに抑えられるイメージです。</p>
米澤委員	<p>年間の費用は大体どれぐらいでしょうか。</p>
辻屋係長	<p>機械をリースしているという形ですが、運用コスト等を含めると大体100万円から200万円未満位です。</p>
米澤委員	<p>今お話があったように、かなりの費用がかかっていると思います。 他の測定局では例えば撤去等も含めて検討されたと思いますが、ここもフィルターバッジ法を取り入れたことによって設備を変更などして、さらに費用を削減するような方法は考えられたりしていますか。</p>

辻屋係長	<p>現在行っている常時測定は、精密な機器を使いながら測定するものです。</p> <p>今回の見直しは、より簡易的な方法であるフィルターバジジ法という測定方法で実施するものですが、図に示したように補修器をぶら下げて二酸化窒素を回収し、化学的な反応によって濃度を測定するという方法です。</p> <p>この方法だと測定機器は使わなくなりますので、一番簡易で低コストであると考えております。</p>
米澤委員	<p>フィルターバジジ法による測定を今後も継続する予定なのか、それともどこかの期間で、例えば撤去を含めて検討していくのでしょうか。</p>
辻屋係長	<p>フィルターバジジ法について、継続し続けるということは考えておりません。</p> <p>今後、交通量や大気の状態等を注視しながら、最終的には廃止も含めて検討させていただきたいと考えております。</p>
米澤委員	<p>廃止するというのは、6期・平成17年度をもって公害防止計画は終了しており、現行は江別市の努力で測定を継続しているためということの間違いないでしょうか。</p>
辻屋係長	<p>資料に記載されている通りで、第4期札幌地域公害防止計画については平成17年度をもって終了しており、それに加え第5期以降、江別市は計画の目標を達成したことから、策定地域から外れております。</p> <p>また、資料でもご説明している通り、それぞれの測定値については右肩下がりで低い値を示しており、環境基準についても、この10年間長期で達成しているという状況にもあります。</p> <p>しかし、国道12号の交通量については、なかなか減っているとは言えない状況ですので、そういった交通状況等を注視させていただきながら、今後のフィルターバジジ法については、廃止も含めて検討させていただきたいと考えております。</p>
米澤委員	<p>承知いたしました。</p> <p>私も先程の冬の測定に関して気になっていたのですが、おそらく費用対効果も含めて検討されていると思いますので、そういった方向で今後も推進していただければと思います。</p>
水野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
沢田副会長	<p>見直しの中身については、色々な先生方のご意見等含めまして理解できたかなと思っております。</p> <p>今回この資料を見た時に、昨年度お話のあった篠津局の廃止についてご存じの方は、江別市としてはコストダウンを図っていきたいというのが分かると思います。</p> <p>そうでないとこの資料を見ただけでは、何を目的にこの対策を見直しているのかが少し分かりづらいので、前段部分に、この見直しの目的を少し書いていただければより分かりやすい資料になるかなと思しましたので、ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>また、資料1-1につきましても、何を議論し、何を確認するのかを前段部分でもう少し分かりやすいように記載するとよいと思います。</p>
辻屋係長	<p>今後の資料づくりの参考とさせていただきたいと思います。</p>
水野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>(質問なし)</p>
水野会長	<p>それでは、次に、次第3(2)の「その他」ですが、事務局から何かありませんか。</p>

鈴木課長	<p>それでは、今後の予定についてご報告いたします。</p> <p>次回審議会の日程ですが、次年度第1回の審議会は8月以降に開催を予定しております。しかし、委員の皆様の任期が本年7月末までとなっておりますことから、各団体等から推薦していただいている委員の皆様につきましては、事務局から各団体等に改選の手続きなどについて、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
水野会長	<p>ただいまの事務局の説明に対して、ご質問やご意見などありますか。</p>
委員一同	<p>(質問なし)</p>
水野会長	<p>その他に、委員の皆さんからご発言ありますか。</p>
委員一同	<p>(質問なし)</p>
水野会長	<p>なければ、以上で本日の案件はすべて終了いたしました。長時間にわたり熱心にご議論いただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。</p>
鈴木課長	<p>水野会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回江別市環境審議会を閉会いたします。</p> <p>ここで、事務局を代表しましてひと言お礼を申し上げます。</p> <p>先ほど、ご説明いたしました、皆様の任期中の審議会は今回が最後となる予定であります。</p> <p>2年間の任期中には、多くの貴重なご意見をいただきましたことに、感謝申し上げます。</p> <p>今後も、市の環境政策の推進に係るご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>2年間、ありがとうございました。</p>